

1. 「介護給付適正化プログラム」について

(1) 介護給付の適正化とは

- 「介護給付の適正化」とは、①介護サービスを必要とする者(受給者)を適切に認定した上で、②受給者が真に必要とするサービスを、③事業者がルールに従って適正に提供するよう促すことである。
- こうした介護給付の適正化の結果、利用者の自立支援に必要なサービスが的確に給付される一方で、不適切なサービス給付が削減されることとなり、制度に対する信頼感を高めるとともに、給付費や介護保険料の増大を抑制することで、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。

(2) 介護給付適正化の“3つの要(かなめ)”

- ① 要介護認定の適正化
- ② ケアマネジメント等の適正化
- ③ 介護サービス事業者に対する制度内容の周知・助言及び指導・監査等の適切な実施

(3) 「介護給付適正化プログラム」のねらい

「介護給付適正化プログラム」とは、介護保険制度の保険者(市町村)が取り組んでいる介護給付の適正化について、地域の実情を踏まえつつ都道府県として考え方や目標等を定め、都道府県と市町村が一体となって戦略的な取組を促進することをねらいとするもの。

(4) 取り組む上での基本的な考え方

- 実際に取り組む保険者が限られた職員で最大限の効果をあげることができるよう、戦略的な取組が必要。例えば、
 - ・地域の実情を踏まえ、
 - ・効果の上がりやすいポイントを見極めて、
 - ・重点的な取組を進める。
- 以下のとおり、三者が一体となって適正化事業を進めていく。
 - ・保険者においては、保険制度の責任主体として、適正化事業について更なる取り組みを行う。
 - ・国においては、①情報収集及び情報提供、②制度やシステムの改善・見直し、③予算上の支援等の積極的な支援を行う。
 - ・都道府県においては、指定権者としての業務を適切に推進するほか、保険者を支援する役割を担う。

「介護給付適正化プログラム」策定スケジュールの例

平成20年度から給付適正化の取組を本格的に展開できるよう、都道府県は平成19年度からプログラムの策定に向けた作業を行う。

	保険者(市町村)	都道府県	厚生労働省
2月 ～3 月頃			・「介護給付適正化 プログラム」のあり 方について、都道 府県等の意見も聴 きながら、検討
4月 ～6 月頃		<ul style="list-style-type: none"> ・検討体制づくり (例) プログラム策定委員会の設置等 ・現状の問題点、優良事例等の把握 	
7月 ～9 月頃		<p>※担当者会議の場以外にも適宜、情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国会議の内容等を踏まえ、都道府県としての考え方や支援策を保険者に提示。 ・保険者に、実施する取組や目標等の検討を要請。 	<p>・全国給付適正化担 当者会議 →プログラム策定のためのマニュアル、全国の優良事例、国の取組等を提示</p>
10月 ～12 月頃	・都道府県からの要請を受けて、保険者ごとに実施する取組や目標を検討し、都道府県に提出。		
1月 ～3 月頃		<ul style="list-style-type: none"> ・保険者から提出された内容を取りまとめ、プログラムを確定 →平成20年度から実施 	

※スケジュール、実施内容は例示であり、各都道府県ごとに設定可能。